

同校種他教科免許状取得助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、同校種他教科免許状取得に要する経費について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定め、免許状所有者が少ない教科の教員の人材確保を目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 他教科免許状 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第6条別表第4の規定に基づき取得しようとする、他の教科についての免許状の種類をいう。
- (2) 実施機関 他教科免許状の取得にあたり、講義を行う大学等をいう。
- (3) 講義等 実施機関において必要な単位の認定を行う講義をいう。
- (4) 受講料等 講義等に関する受講料、入学料、教材費をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の対象となる者は、他教科免許状を取得しようとする者で、本市の正規教員として勤務し、事前の応募手続を経て、助成対象決定の通知を受けた者とする。ただし、助成を受けた後、本市の教員又は指導主事等として3年以上勤務し、他教科免許状に関する教科指導等に従事することを承諾した者に限る。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、助成対象決定の通知日から他教科免許状の発行日の期間が2年以内で、その期間に実施機関において行われる講義等に関する受講料等とする。

2 他教科免許状の取得にあたって必ずしも必要でない受講料等、補助教材費のほか、交通費、振込手数料等、インターネット回線通信料及び免許状取得申請の際に必要な証明書発行に係る手数料、収入印紙費用等は助成の対象としない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は25万円を上限とし、前条に記載の助成対象経費合計額の2分の1に相当する額とする。

2 別表第1に定める重点助成対象教科の免許状を取得した場合は、前条の規定に関わらず25万円を上限として、助成対象経費合計額とする。

(交付申請)

第6条 助成対象者は、他教科免許状を取得後、所属長を通じて次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 同校種他教科免許状取得助成金交付申請書（様式第1号）

- (2) 当該実施機関の発行する成績証明書
- (3) 受講料等の領収書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 第1項の申請は、他教科免許状の発行日から1年以内に行わなければならない。

(交付の決定・交付)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、補助金規則第6条に基づき、その内容を審査し、助成金の交付決定を行うときは、同校種他教科免許状取得助成金交付決定通知書（様式第2-1号）により、助成金の交付が不適当であるときは、同校種他教科免許状取得助成金不交付決定通知書（様式第2-2号）により、所属長を通じて対象者に通知する。

2 前項による交付の決定をしたときは、市長は速やかに助成金を助成対象者に交付するものとする。

(助成決定の取り消し及び助成金の返還)

第8条 市長は助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消すものとする。助成対象者は同校種他教科免許状取得助成金交付決定取消通知書（様式第3号）による通知を受けた場合に、この要綱に基づき助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により助成を受けたとき
- (2) 助成金を受けた年度の最終日から3年以内に本市職員の身分を失ったとき（死亡、疾病その他教育委員会がやむを得ないと認める場合を除く）

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。

別表1

重点助成の対象とする免許状の種類	重点助成の対象とする免許状の教科
中学校教諭	二種免許状 美術、家庭
高等学校教諭	一種免許状 情報、福祉